

令和8年 第1回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和8年1月6日（火）15：00～

<場 所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤 優子 3番：仲摩 茂敏 4番：平 祥尚 5番：佐々木 洋子
7番：衛藤 眞弓 8番：佐藤 暁史 9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫緑 11番：森 眞一 12番：野田 政春 13番：手島 政弘
14番：佐藤 頼久 15番：帆足 政門 16番：熊谷 厚己 17番：徳永 孝文
18番：時松 美智雄 19番：梅木 由紀子

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 15：00分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：7名 （農地利用最適化推進委員）：10名
欠席委員 （農業委員）：2名 （農地利用最適化推進委員）：2名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。改めまして新年明けましておめでとうございます。
先程、農業者年金の学習会大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。
それではですね、令和8年第1回の九重町農業委員会の総会を開会いたします。
本日は農業委員の方が7名出席2名欠席ということで、1番矢方委員さん、6番小田委員さんが欠席となっております。
また、農地利用最適化推進さんが10名出席2名欠席ということで、20番佐藤委員さん、21番田吹委員さんが欠席となっております。
農業委員定数9名に対しまして農業委員の出席委員は7名です。

九重町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。

それではこれからの進行を、九重町農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願いいたします。

議 長

(あいさつ)

では、第1回でありますので、只今から農業委員会総会を始めます。よろしくお願いいたします。

なお、総会での発言については、会議規則に基づき挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を得てから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。

特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

携帯電話におきましては、マナーモードにするか電源を切るかしていただきたいと思います。

続きまして、議事録署名委員の選出について九重町農業委員会会議規則第14条第2項規定により、議事録署名委員は4番委員と5番委員にお願いいたします。いかがでしょうか。

一 同

はい。

議 長

よろしくお願いいたします。それでは只今から報告案件に入ります。事務局からお願いします。

事 務 局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出が1件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい。ありがとうございます。では報告第2号をお願いします。

事 務 局

議案書の3ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい。ありがとうございます。

それでは議案の方に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案書の4ページをお開きください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第1号(番号1番～2番)を読み上げて説明。

議 長

はい、ありがとうございます。

1番と2番は関連っていうか、近いみたいですんで、これ一緒にいいのかな。いいね。そうすれば担当委員さんの説明をお願いします。

8 番 委 員 はい、8 番の佐藤です。

議 長 佐藤さん。

8 番 委 員 本来なら田吹委員さんの方が受けてた案件でございまして、昨日電話
 がありまして、今日は出席できないという旨お伺いしまして、内容を、
 あわせて報告したいと思います。

 なので、電話先で私資料を持っていませんでしたので、場所だけ、所在
 地番の場所だけお聞きしまして報告したいと思います。

 ○○神社、国道○○○号を○○方面から入りまして、右手側に○○神
 社を見た場合に、○○神社の参道近辺にこの6枚の田んぼと畑がある
 そうです。そこにですね、○○○○○さん、多分○○さんの親戚だと思
 うんですが、○○○さんの家がありましてその近辺で何かされるんだ
 と思います。場所だけお聞きしました。もう一度言います。○○神社の
 近辺にこの6枚の地番があるそうです。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。

 21番田吹さんがちょっと今日欠席ですので、詳しいことがちょっと
 わかりかねますので事務局の方からちょっと説明方お願いします。

事 務 局 ○○さんがですね、○○さんのご自宅を空き家バンクを通じて購入さ
 れたようです。それに付随した形で目の前にある畑と田んぼ、それと
 ちょっと若干離れてますけど、他の井手での地番も併せて購入された
 というところのようです。以上です。

 はい。ありがとうございます。

議 長 空き家バンクからよね。

 わかりました。

 どなたか質問がありますか。

13番委員 はい、手島です。

議 長 13番どうぞ。

13番委員 ○○さんは空き家バンクで買ったって言ってるけど、耕作するつもり
 というか、田んぼをそのままちゅうわけにもいかんと思うけどね。そ
 れか誰かに作ってもらうとか。結構面積があるきね。7反ちょっとあ
 るし結構な面積になるので。場所的にはね、割合辺りな所じゃないし
 ね。神社の周りならね。

議 長 そこのところは事務局としては。

事 務 局 いいですか。

議 長 はいどうぞ。

事 務 局 ○○さんの方が機械を購入するということで、自分で耕作するという
 ことをお伺いしております。

議長 そうですね、ここにも転入してくるっっちゃうことかな。

事務局 そうです。

議長 移住するっっちゃうことね、移住してもらえばね。

議長 機械があつたら。他に何かありますか。

議長 では、もう自分で耕作していただけるということなので。

17番委員 いいですか。

議長 はい。

17番委員 17番

議長 17番。

17番委員 今、国会で問題なってる外部からの転入者ですね。戸籍から全部調べて、それがOK出らんと許可を下さないと国会が今なりよるんですけど。まだこれはかかっちゃらんのですか。そういう前触れはないですかね。

事務局 3条の申請用紙に国籍を書くようになっております。議受人の方ですね。

議長 やっぱそこまで徹底してる。

議長 17番はいいですか。

議長 わかりました。

議長 その点に関しては移住していただいた時点で、農業委員さんも目を見張って、どういうことかというのも見張っていただいて見ていただけたらと思っておりますんで。

議長 もう今回やっぱり、書類が上がった以上はこっちで審議しないわけにはいかないの。他ありますか。

議長 ないようでしたら、この議案第1号に対して採決に入ります。

議長 賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成ということで承認されました。

議長 続きまして議案第2号農用地利用集積等促進計画について。

議長 農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、九重町が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聞くものです。

議長 議案は19件ありますが、番号8番は関係者がいらっしゃいます。

議長 農業委員会会議規則第11条、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議開始から終了までの間、関係者は退席をする必要があります。8番除いて18件。

議長 これに対して何か皆さんのご意見ありますか。ないですか。

	それでは8番について審議したいと思いますので、8番の関係委員さんは退席を。 8番の件に関して皆さん何かご意見ありますか。 ないですか。 ないようでしたら採決されます。 議案第2号、8番だけ承認をされる方挙手お願いします。 はい。ありがとうございます。 それでは入室を。 はい。ありがとうございます。 それではあと残り18件に関して賛成の方、挙手をお願いします。 全員賛成ということで承認されました。 それでは第3号、非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の10ページをお開きください。 議案書第3号、非農地証明願について。 議案書第3号非農地証明願（番号1番～4番）を読み上げて説明。
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、番号1番から4番について委員さんの報告をお願いします。 7番。
7 番 委 員	7番衛藤です。議案第3号1番について説明を行います。 申請者は〇〇〇〇さん。申請地は、県道〇〇〇〇線を〇〇交差点から〇〇方面へ進んだ場所となります。〇〇〇〇の先にあります、町田第2発電所の手前にあります橋を左の方に河川沿いに沿って7、80m行った先の左側になります。 事務局の方が写真の方を付けてくれていますので、それを見ていただくとわかると思いますけど。 1109番2の畑につきましては、1メートル以上ある雑草が茂っております。その奥にあります木が茂っている所が1110番になります。見られた通りわかると思いますけど、行く道は河川沿いを私怖い思いをしてちょっと歩いて行ったんですけど。機械が通るようなそんな道はありません。写真を見てわかると思いますけど、畑として作るのは非常に大変じゃないかなと思いますので審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号2番。
18番委員	18番時松です。
議 長	18番。
18番委員	場所ですが、〇〇〇の方に上って〇〇の方に行く三差路があります。

それを〇〇〇の方に行って〇〇〇という所の手前になります。見てのとおり下の段にあります写真の柵の向こう側になります。手前は違います。見てのとおりです。以上です。

議 長
8 番 委 員

はい、ありがとうございます。次、番号3番。

はい、8番佐藤です。

これも田吹委員の方が発言するはずでやりましたけども、一緒には見に行ったんですが、代わりに私が発言をさせていただきたいと思います。なので議受人〇〇〇〇さんの年齢はちょっとわかりません。

場所は、〇〇農機から〇〇〇〇の上の方に入って行きまして、〇〇〇にずっと向かって行きます。上の方の小道の脇を入った所の左の奥の方に写真の上側があります。

下の写真はちょっと変わりまして、手前の方に少し下りて来るんですが、同様に万年山の本当に道の上部の方にあたりまして、もう水路とか水とかイノシシとかが入り込んでしまってるような所になって、写真のような状況になっております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。番号4番。

18番。

18番委員

18番時松です。場所は十三曲がりを上がって行きますと、〇〇〇屋というお店があります。そこの道を挟んで下側になるのですが。

これ、過去に太陽光で1回あったと思うんですけど。写真で綺麗に切ってる所が太陽光でこの続きですね。

この人は連絡先がわからんのでそのままになってまして。見たまんまです。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

1番から4番まで担当員さんの説明がありました。

審議に入りたいと思います。どなたか質問のある方おられますか。

ありませんか。

ないようですので質疑を終了します。採決入ります。

議案第3号、1番から4番の案件について賛成の方の委員の挙手を求めます。ありがとうございます。賛成ということで承認されました。

本日の案件は以上となります。